各 種 計 画 一 覧

計 画 名	計画策定の趣旨、性格等
島根県地域福祉支援計画 〇計画期間: H24~H27 〇策定根拠: 社会福祉法§108	○これからの社会福祉のあり方として、地域福祉の推進がますます重要な課題となると考えられることから、各市町村において、地域住民との協働のもとで地域福祉の一層の推進が図られるよう、県としてその支援の基本的な考え方を明らかにしたもの。 ○地域における多様なニーズへの的確な対応を図るための「新たな支え合い」の拡大、強化や、障害者自立支援法の制定や改正、介護保険法の改正、災害時要援護者支援体制など、地域福祉を取り巻く新たな動きや課題等に対応するため、平成24年7月に計画を改定した。
島根県保健医療計画 〇計画期間: H25~H29 〇策定根拠: 医療法§30の4① 健康増進法§8①	 ○「医療法及び健康増進法」に基づき、急性期をはじめとする医療機能の強化、病院・病床機能の役割分担・連携の推進、在宅医療の充実等を内容とする保健医療サービス提供体制を推進するため、平成25年4月から平成29年度までの5年間を計画期間とする保健医療計画を策定した。 ○本計画は、保健医療提供体制の整備を図るうえで、関係者すべてにとっての基本指針となるものである。 ○本計画は少なくとも5年ごとに見直しを行う。
島根県地域医療支援計画 〇計画期間: H25〜H29 〇策定根拠: 厚生労働省通知	 ○国の第11次へき地保健医療計画を踏まえて、県内の地域の現状と課題を明らかにした上で、県単位での地域保健医療対策を充実強化することを柱として、当該課題の克服に向けての具体的な施策又は方向性をとりまとめたもので、島根県における地域保健医療対策の基本指針となるものである。 ○5年ごとに見直しを行う。
島根県地域医療再生計画 〇計画期間: H21〜H25 〇策定根拠: 地域医療再生臨時特例交付金交付要綱	 ○医療機能の強化、医師等の確保など地域における医療課題を解決するための施策について、都道府県が定める計画をいう。都道府県は、当該計画に基づき基金を造成し、事業実施に必要な経費を支出する。本計画では、医師をはじめとした医療従事者の確保や医療機関の施設・設備整備などを支援し、併せてドクターへリの運航や医療機関連携を促進する医療情報ネットワークの構築などにより、地域医療提供体制の確保を図る。 ○事業期間 H21年度~H25年度 ○事業費 87.5億円
島根県がん対策推進計画 〇計画期間: H25〜H29 〇策定根拠: がん対策基本法§11①	 ○平成20年3月に策定した「島根県がん対策推進計画」に基づき、総合的ながん対策を推進してきたが、計画期間が平成24年度で終了したことから、平成25年3月に「島根県がん対策推進計画」を改定した。 ○全体目標として「がんによる死亡者の減少」及び「すべてのがん患者とその家族の苦痛の軽減と療養生活の質の維持向上」を引き続き掲げるとともに、「がんになっても安心して暮らせる社会の構築」を追加した。 ○改定のポイントとして、がんの1次予防に関する取り組みを充実させるとともに、「小児がん対策」、「がん患者の就労問題」、「がん教育」など新たな課題に対する取組を追加した。 ○計画期間は平成25年度から平成29年度までの5年間とし、中間年である平成27年度に中間評価を行う。
島根県食育推進計画 〇計画期間: H24~H28 〇策定根拠: 食育基本法	○県民が健全な心身を培い、豊かな人間性を育む食育を推進するための施策を総合的かつ計画的に推進を図ることを目的とする。○特に島根の風土、自然環境、地域で活躍する高齢者や組織等の島根を支える力(地域力)を生かした、島根らしい食育を進め県民一人ひとりの実践を促す。

計 画 名	計画策定の趣旨、性格等
島根県老人福祉計画・介護保険事業支援計画 〇計画期間: H24~H26 〇策定根拠: 老人福祉法§20の9 介護保険法§118①	 ○本県では、高齢化が全国に先駆けて進行するとともに75歳以上人口の割合が更に増加することから、介護予防の対策や要介護状態になっても高齢者が尊厳を保ちながら地域で自立した生活が出来るようなサービス提供体制に努めていく必要がある。 ○計画の基本目標には、「介護予防の推進」、「サービス基盤の計画的な整備」、「介護サービスの質の確保」、「介護給付等の適正化」、「認知症高齢者のための施策の充実」、「介護給付等の適正化」、「認知症高齢者のための施策の充実」、「介護給付等の適正化」、「経済との連携」、「生活支援サービスの充実」、「介護人材確保と質の高い人材の養成」「高齢者の積極的な社会参加の推進」を掲げ、実施に当たっては、住民・ボランティア・行政・事業者が一丸となって取り組むことが必要であることから、県民一人ひとりの理解と参画を求めるものである。 ○計画期間は、平成24年度から平成26年度までの3年間であり、3年ごとに見直しを行う。
しまね高齢社会振興ビジョン21 〇目標年次平成22年 〇策定根拠: 高齢社会対策大綱	○21世紀初頭の姿を展望し、県として推進する高齢社会対策の方向性示すとともに、行政が取り組むべき方向や県民の行動指針を明らかにしたもの。
島根県医療費適正化計画 (第2期) 〇計画期間: H25~H29 〇策定根拠: 高齢者の医療の確保に関する法律§9	○少子高齢化、医療費の増加による医療財政のひっ迫、平成18年6月医療制度改革関連法の成立を背景とし、生活習慣病の予防対策等により将来的な医療費の適正化を目指すものである。 ○当該計画は、医療計画、健康増進計画及び介護保険事業支援計画との調和を図り、適正化計画の具体的な施策は、各計画と整合性を保ち策定されている。 ○国の基本方針に沿って、各都道府県が5年間を計画期間として策定。平成27年度に中間評価を行う。平成30年度には目標達成状況及び施策の実施状況等の実績評価を行う。
しまねっ子すくすくプラン (島根県次世代育成支援行動計画 [後期計画]) 〇計画期間: H22〜H26 〇策定根拠:次世代育成支援対策推進法§9	○進行する少子化に対応するため、平成17年度~平成26年度の10年間で集中的、計画的、総合的に次世代育成支援対策(少子化対策)を進めることを目的として、前期計画に引き続き5年の後期計画(H22~H26)を策定した。 ○「子育て・子育ちをみんなで支える地域づくり」、「安心して子どもを生み・育てることができる環境の整備」、「しまねの未来を担うたくましい子どもの育ちの実現」の三つの基本理念の下、幅広い分野の施策を掲げ、実施時期を明示するとともに可能な限り数値目標を設定し、市町村、企業、民間活動団体や地域住民との協働により取り組みを進め、「子育てするなら島根が一番」と感じられる社会の実現を図ることとしている。 ○児童福祉法第56条の9の規定に基づく都道府県保育計画や保育所における質の向上のためのアクションプログラム(平成20年3月28日厚生労働省通知)と一体のものとして策定した。
しまね青少年プラン 〇計画期間: H22〜H26 〇策定根拠: 子ども・若者育成支援推 進法§9	○青少年施策を総合的、体系的に推進していくために、県の関係部局、市町村、青少年団体などの関係機関・団体が連携・協働していく指針として策定した。 ○「子ども・若者育成支援推進法」に基づき国が策定した「子ども・若者ビジョン」を踏まえ、法に基づく県の計画として位置づけた。 ○青少年の健全育成の推進に当たっては、青少年を健やかに育む地域づくりを促すことが必要であることから、県民一人ひとりに対し、健全育成、次世代育成の意識の醸成を図り、具体的行動を進めることを目的とする。

計 画 名	計	画	策	定	の	趣	目	`	性	格	等
島根県ひとり親家庭等自立 支援計画 〇計画期間: H20~H29 〇策定根拠: 母子及び寡婦福祉法§12	含りに置これ まりに置こたが でいかいのめの がでいる。 でいるののが でいるのの。 でいるののでは、 でいるののでは、 でいるののでは、 でいるののでは、 でいるでいるでは、 でいるで	長々り「ラ策置6すの親きン定に年の親きン定に年	た策庭細総指す末	の総をな的と基で必合支福にも本延要的援祉推な的長	なかすサ進るなさ番番かる一す「方れた	:件の動 一つのの 一つのの 一つ。子 ここと	を備と、 こと と と と と は と は と に と に と に と に と に と に	家でを「	戻います ウミス (のく) (が) とう (の) (を) (の) (活動) (2) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4	康とひ支 の省6のがと援 安告年	持増進も 可欠を 親定主 に と 向上の 第248号)
島根県DV対策基本計画 〇計画期間: H23~H27 〇策定根拠: DV防止法§2の3	○DVの防 の施策を ○計画期間 27年度	明らか は、平	にし、 成2	DV:	対策を	総合的	りに実力	施する	うこと	を目的	」とする。
島根県障がい者基本計画 〇計画期間: H25〜H29 〇策定根拠: 障害者基本法§11	○本県の障 総「「 域でででする」 がと本 変化に を本 変化に を を を を の の が と の の の の の の の の の の の の の の の の	推進をが地 期間は	図ーな民 平成	うョ と と ン と 共 こ ち に 、 に 、 に 、 に 、 に 、 に 、 に 、 に 、 に 、 に	る 計 理 ま え か ら に た か ら に た の に た の に た の に た の に る に る 。 に る に る に る に る 。 る 。 に る 。 。 る 。 る 。 る 。 る 。 る 。 る 。 る 。 。 。 る 。 る 。 。 る 。 。 。 。 る 。 る 。 。 。 。 。 。 。	iであると でのにう にう ・ ・ ・ ・ ・ が に が は り に り に り に り に り に り に り に り に り に り	る。 こ、障 を心し、 或社会を	がい <i>の</i> 自立 を実現)ある こした 見する	人が住 生活を ことを	:みたい地 *営むこと ·基本理念
島根県障害福祉計画 〇計画期間: [第1期]H18~H20 [第2期]H21~H23 [第3期]H24~H26 〇策定根拠: 障害者総合支援法§89	制の整備	ビ祉をあ常をサースして一画人活るビ	つど的が又ころにはとの	て、進み社を確実し、	施支た地活に障が地が、が	業計ではいる。 業計でいる。 できます できままままままままままままままままままままままままままままままままままま	が地域 か有する こが必要 こが必要 こが必要 こが必要 これがある これがある	生活 ま ま ま ま よ よ よ よ よ よ よ よ よ よ よ よ よ	変援事 ひなかっこう	業など適性にひび	の提供体
島根県自死対策総合計画 〇計画期間: H25~H29 〇策定根拠: 自殺対策基本法§4		は組と殺とを実じがし者し強情に数	関係ない。 、 と 、 と 。 、 し 、 し 、	幾関やこか 成19~1 10%以自的 総総合	団体、期 23年の 二減総自 死に が が に が に が に が に が に が に が に り た り た り た り た り た り た り た り た り た り	県民を 待する 5年間 対策の	を含むせる の平均 を を を を を を を を を を を を を を を を を を を	地域社 月 名 会 と 、	t会全 死亡 ^፯ (関係 圏域	体が連 率(人 機関死 自死	携し、積 10万人当
島根県障がい者就労支援事業所工賃向上計画 〇計画期間: H24〜H26 〇策定根拠: 厚生労働省通知	等でのエ ○平成24 を策定と ○目標設定	一賃年るこの向支中般の度ことた上援、就水かととめ計を毎	労準らとすに画行年がいるという。	困句成、、原の、、難上2工 則作 実です6賃 と成 施	ある年向 しを 状のよりまに す義 況	が支援でするでする。	音には、 ほして はない の お取 が計 が計	 就くつ、 就くつ、 	お継続が「標 接や 日 接や 日 日 日	支必工定 型標 と 単の と 単の と 業実	型事業所ある。 上計画」 り計画的 所におけ

計 画 名	計	画	策	定	の	趣	山口	`	性	格	等
感染症予防計画 〇計画期間: H20~ 〇策定根拠: 感染症法§10、§11		い時代 患者等 の提供	:の感染 :の人格 :を確保	と症対 をを尊 よし、	策の方 重して	が向性を つつ、こ	を示す これら	もので の人々	である。 に対	。 する良	
新型インフルエンザ対策行動計画 〇計画期間: H21〜 〇策定根拠: 厚生労働省通知	しに計を「案計ミ込れで」、す画、医し画フんれではかいでま	被め、制、る、がる強を害の流と「。大不。毒下を行行連情・流足・性回	最動規携報行すである。イまでは、単いない。	艮面と 「・ 治予 ス性とあ測サ提 療測 をで	どるす一供 薬さ 想あめ。るべ」 とれ 定った	社 とラ「 てこ たこ たこ たこ	・これ会が動を経れ、」機ですらい計略である。	機 生 「維 フタ でえ、 が	の破にとの シル たイン・バー・アイ・アイ・アイ・アイ・アイ・アイ・アイ・アイ・アイ・アイ・アイ・アイ・アイ・	に じ染項 ウ備 、ス 至 た拡目 イ蓄 Hの 1 1 2 毒	な 標防つ ス画 1性 と止い 薬も 年や う 動、立 タり 発行
島根県水道水質管理計画 〇計画期間:H19~H28 〇策定根拠:厚生省通知	○将来にた 道水質管 的・組織	理に一	層努め	りると	ともに						よう、水 施、体系
島根県動物愛護管理推進計画 〇計画期間:H20~H29 〇策定根拠:動物愛護管理 法§6の1											な目標を 施策を推
食育・食の安全安心確保に 係るアクションプラン 〇計画期間: H24~H27 〇策定根拠:食の安全安心 確保に係る基本方針	○食の安全 的な取り る。										き、具体 確保を図